

新潟市北区役所整備検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 北区役所（以下「区役所」という。）の整備について、その施設規模や立地条件などの基本的な方針について検討を行うことを目的とする。

(委員会の名称)

第 2 条 この委員会は、新潟市北区役所整備検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(検討の範囲)

第 3 条 委員会は、施設状況、交通アクセス、安心・安全、市民の利便性及び立地条件など区役所整備に必要な事項について検討を行う。

(組織)

- 第 4 条 委員会の定数は、上限を 7 人とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 団体の役員
 - (4) 市議会議員
 - (5) その他市長が特に必要があると認める者

(会長及び副会長)

- 第 5 条 会長は 1 人を委員のうちから互選し、副会長は 1 人を会長が委員から指名するものとする。
- 2 会長は委員会を代表し、区役所整備についての検討事務を処理する。
 - 3 副会長は会長に事故があるときは、会長を代行する。
 - 4 会長及び副会長に欠員が生じたときは、第 4 条第 2 項の規定に基づき、速やかに補充するものとする。

(会議)

- 第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるが、全員同意に努めることとする。

(庶務)

第 7 条 この委員会の運営に係る費用は、新潟市が負担するものとし、庶務を北区役所総務課におく。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 21 年 5 月 19 日から施行する。